

マイナンバー制度に関するお知らせ

平成28年1月から、マイナンバー制度が開始します。

平成28年1月より社会保障、税番号制度（マイナンバー制度）が開始します。マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12桁）が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13桁）が与えられます。

平成27年10月から、個人番号・法人番号が通知されます。

個人番号は、平成27年10月以降、各市町村からお客様宛てに「通知カード」また法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から「法人番号指定通知書」が通知されます。

当組合からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引を行う場合は、税務上、「個人番号」「法人番号」の告知が必要となる場合があります。当組合においても、お客様とのお取引にあたって、個人番号や法人番号をいただく場合がございますので、ご協力のほど宜しくお願いいたします。（※法令で定められた手続き以外に利用することはありません。）

<お問合せ先>

詳しくは、ミレ信用組合の各営業店へご確認ください。

